

平成 25 年度

総会議案書

日 時 平成 25 年 5 月 27 日 (月)
午後 3 時 30 分～午後 5 時 00 分

会 場 中野区役所 7 階 8. 9. 10 会議室

中野区立中学校 P T A 連合会

総会次第

総 会 （午後 3 時 3 0 分～午後 5 時 0 0 分）

1. 開会の辞
2. 平成 2 4 年度 中 P 連会長挨拶
3. 平成 2 4 年度 校長会会長挨拶
4. 来賓挨拶・紹介
5. 議長選出
6. 議事
 - ①平成 2 4 年度 事業報告
 - ②平成 2 4 年度 決算報告
 - ③平成 2 4 年度 監査報告
 - ④質疑応答及び承認
 - ⑤平成 2 5 年度 役員候補者選出案報告及び委員紹介
 - ⑥平成 2 5 年度 中 P 連会長挨拶
 - ⑦平成 2 5 年度 校長会会長挨拶
 - ⑧平成 2 5 年度 活動方針案審議
 - ⑨平成 2 5 年度 予算案審議
 - ⑩質疑応答及び承認
7. 議長解任
8. 閉会の辞

中野区立中学校 P T A 連 合 会
平成 2 4 年 度 事 業 報 告

所 属	内 容	活 動 日
会長会	定例会 執行部・役員会・臨時会長会 副会長会 P T A 書記・会計研鑽会	12 回（毎月開催） 随時開催 年 2 回 6 月 23 日、6 月 30 日
研修委員会	P T A 役員・委員研修分科会 小 P 連・中 P 連合同研修会 委員会	5 月 27 日～11 月 16 日 2 月 13 日 随時開催
広報委員会	中 P 連だより 56 号発行 中 P 連だより 57 号発行 委員会	8 月 3 月 随時開催
事業委員会	バレーボール大会キャプテン会議 卓球大会キャプテン会議 バレーボール大会 卓球大会 バレーボール反省会 卓球反省会 委員会 区立中学校学校訪問（南部 6 校） 区立中学校学校訪問（北部 5 校）	9 月 11 日 10 月 15 日 11 月 24 日 12 月 1 日 1 月 15 日 1 月 21 日 随時開催 5 月 29 日 6 月 5 日
その他	総会・懇親会 保護司会との懇談会 校長会との懇談会 区長、教育長との懇談会 教育委員との懇談会 区議会各派との懇談会 教育委員会事務局との懇談会 総体陸上 薬物乱用防止中野区民大会 中学生意見発表会 中野区賀詞交歓会 家庭教育支援講座 東京都中学生駅伝大会 新旧会長研修会	5 月 25 日 6 月 14 日 6 月 18 日 7 月 30 日 8 月 3 日 8 月 22 日 8 月 27 日・1 月 31 日 9 月 28 日 11 月 8 日 12 月 2 日 1 月 4 日 3 月 2 日 3 月 20 日 3 月 24 日
対外関係	各委員が随時出席	

24年度決算書

中野区立中学校 P T A 連合会
平成 2 5 年度役員（案）

役職名	氏 名	学 校
会長	照屋 宏	南中野中学校
副会長	佐藤 美奈子	第七中学校
〃	酒井 和彦	北中野中学校
〃	池田 浩二（校長会）	第二中学校
会計	岡 陽子	緑野中学校
〃	前川 祥子	中野中学校
会計監査	市川 令子（会長 O B）	
〃	宮下 彰（校長会）	第七中学校

* 校長会窓口・・・山口 博之（北中野中学校長）

相談役
顧 問

濱本 敏典（元中央中学校会長）
佐久間 利彦（第四中学校元会長）
久保 功（第五中学校元会長）
白石 忠一（第八中学校前会長）

事務局

鈴木 由美子（第十中学校前会長）
〃 廣瀬 千史（緑野中学校元会長）

平成 2 5 年度委員会所属名簿

専門委員会

◎印は委員長

研修委員会	◎宮 一茂（第四中）佐藤美奈子（第七中）岡 陽子（緑野中）照屋 宏（南中野中）
広報委員会	◎大塩 裕司（第五中）佐々木 直巳（第三中）寺澤 俊郎（第八中）
事業委員会	◎ 常山 幸子（第二中）神山 知明（第十中） 酒井 和彦（北中野中）前川 祥子（中野中）

対外委員会

関 係 先	出 席 者
中野区教育振興会	照屋 宏（南中野中）
中野区青少年環境浄化推進委員会	大塩 裕司（第五中）
中野区国際交流協会	前川 祥子（中野中）
中野区学校給食連絡協議会	大塩 裕司（第五中）
放課後子ども教室運営委員会	神山 知明（第十中）
中野区食育推進協議会	常山 幸子（第二中）
次世代育成推進審議会	白石 忠一（顧問）
中野区区民公益活動推進協議会	岡 陽子（緑野中）
中野区個人情報保護審議会	宮 一茂（第四中）
中野区防災対策協議会	照屋 宏（南中野中）
西武新宿線踏切渋滞解消促進期成同盟	宮 一茂（第四中） 寺澤 俊郎（第八中）
中野区非行を生まない社会づくり連絡会	佐藤 美奈子（第七中）
中野区交通安全対策協議会	前川 祥子（中野中）
中野区廃棄物減量等推進審議会	酒井 和彦（北中野中）
中野区社会教育委員	鈴木 由美子（事務局）
中野区学校健康づくり推進委員会	佐々木 直巳（第三中）

中野区立中学校 P T A 連合会
平成 2 5 年度活動方針（案）

本 年 度 活 動 目 標

単位 P T A の意見を反映し
中野区の教育振興に寄与する。

中 P 連 ス ロ ー ガ ン

一校の問題は中野区立中学校の問題として
共に考え学び行動する

上記の目標を達成するために下記の活動を行う。

1. 各単位 P T A 活動の充実を図るため、役員・委員等の研修および情報の交換を行う。
2. 青少年をとりまく地域の環境浄化を図り、非行防止活動のよりいっそうの充実を図る。
3. 各校の施設及び教育環境を充実させるために、改善、整備を要望する。
4. 各単位 P T A 会員相互の親睦及び健康の増進を図るため、スポーツ大会等を開催する。
5. 広報紙の発行及びホームページによる情報発信を通じ、中 P 連の活動情報を各単位 P T A 会員ほかに提供する。
6. O B 及び、各関連団体との連携を図る。

25年度予算案

中野区立中学校 P T A 連合会 会 則

- 第1条 本会は中野区立中学校 P T A 連合会（中 P 連）と称する。
- 第2条 本会は事務所を中 P 連会長在任校に置く。
- 第3条 本会は中野区に設置された区立中学校 P T A（単位 P T A）相互の親睦を図り、連携を密にし、区立中学校振興のため協力することを目的とする。
- 第4条 本会は中野区立中学校の各 P T A 会員をもって組織する。
- 第5条 本会の会議は次の通りとする。
1. 総会は単位 P T A 代表者 5 名（内会長、校長を含む）ずつをもって構成し、この会の最高議決機関である。
 2. 執行部会は、この会の会長、副会長をもって構成し、外部機関・団体との調整を行い中 P 連の円滑な運営について協議する。
 3. 役員会は、この会の役員をもって構成し、総会で決定承認された事項の処理、緊急必要な会務の処理にあたる。
 4. 会長会は、単位 P T A 会長及び代表校長をもって構成し、単位 P T A 間の情報交換、専門委員会の連絡調整、その他緊急必要な事項について協議する。
 5. 専門委員会は単位 P T A 会長をもって構成し、この会の事業達成のために必要な会議を招集し、実施の任にあたる。
- 第6条 本会に次の役員を置く。
- 会 長 1 名
会議を招集し、会務を統轄する。
- 副会長 3 名（内 1 名は校長）
会長を補佐し、会長事故あるときは会長を代行する。
- 会計 2 名
本会の会計事務を行う。
- 監査 2 名（内 1 名は校長）
本会の会計を監査する。
- 第 6 条 役員は各単位 P T A 会長の（代表校長については各学校長）互選により決定し、総会の承認を受ける。その任期は一会計年度とする。但し再任は妨げない。
- 第 8 条 本会に事務局を置く。事務局は会長が委嘱する。事務局は会長の意を受けて会務にあたる。
- 第 9 条 本会に相談役と顧問を置くことができる。
- 第 1 0 条 会の会費は、各単位 P T A の分担金により運営する。但し、必要ある場合は臨時徴収できる。分担金の額は細則に定める。
- 第 1 1 条 本会の会計は 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までとする。
- 第 1 2 条 本会の会則の改訂は、会長会にはかり、総会の承認を受けなければならない。

- 第13条 この会の細則については、会長会において審議決定するものとする。
- 附 則 本会則は平成22年5月18日より改正実施する。平成22年度に限り会計年度は平成22年5月1日より平成23年3月31日までとする。
- 附 則 本会則は平成23年4月1日から適用する。
- 附 則 本会則は平成24年4月1日から適用する。

昭和35年9月13日 改正
 昭和37年6月19日 改正
 昭和48年6月25日 改正
 昭和49年6月17日 改正
 昭和52年6月 7日 改正
 昭和59年6月 2日 改正
 昭和63年6月 4日 改正
 平成 元年5月27日 改正
 平成10年5月29日 改正
 平成20年5月19日 改正
 平成22年5月18日 改正
 平成23年5月27日 改正
 平成24年5月25日 改正

中野区立中学校PTA連合会 細則

- 第1条 この会の会費は、各単位PTA年間300円×会員数(世帯数)とする。
- 第2条 この会に次の専門委員会を置く。
- 1 研修委員会・・・各単位PTAの情報交換、会員意識の高揚を図る。
 - 2 広報委員会・・・各単位PTAの広報活動の充実、中P連だよりの発行、ホームページの運営・管理を行う。
 - 3 事業委員会・・・区立中学校の教育環境の整備、親と子の健康管理、体力向上を図る。
 - 4 特別委員会・・・特別案件がある場合に設置、活動する。
- 第3条 この会に特に功労があった者に対して感謝状を贈呈することができる。
- 第4条 この会の相談役、顧問は会長が任免する。
- 第5条 事務局の任期は2年とする。但し再任は妨げない。
- 第6条 相談役、顧問の任期は1年とする。但し再任は妨げない。
- 第7条 この会に携わる者の慶弔については、執行部一任とする。
- 附 則 本会細則は平成23年4月1日より適用する。